

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー 2019年度 通常総会 資料



日時：2019年5月19日（日）

場所：霞ヶ浦環境科学センター会議室A・B

次 第

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選任
4. 定数確認（出席 名，委任 名，計 名）
5. 議事録作成人指名・署名人選任
6. 審議事項
 - 1) 2017 年度修正報告
 - 2) 2018 年度事業報告
 - 3) 2018 年度会計報告
 - 4) 会計監査報告
質疑および承認
 - 5) 2019 年度事業計画（案）
 - 6) 2019 年度収支予算（案）
質疑および承認
7. その他
8. 閉会

2017年度 決算書 修正報告

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
前年度繰越金	229,577	229,577	0
入会金・会費	50,000	31,000	△ 19,000
事業費	50,000	77,700	27,700
寄付金	200,000	330,000	130,000
助成金	800,000	717,336	△ 82,664
その他事業から	10,000	0	△ 10,000
雑収	423	0	△ 423
合計	1,340,000	1,385,613	45,613

支出の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
(事業費)	750,000	626,793	△ 123,207
会議費	100,000	130,849	30,849
報償費	300,000	276,460	△ 23,540
消耗品費	50,000	172,974	122,974
印刷費	300,000	16,510	△ 283,490
保険料	0	30,000	30,000
(管理費)	590,000	291,503	△ 298,497
旅費	210,000	210,854	854
事務費	30,000	26,254	△ 3,746
通信運搬費	50,000	54,395	4,395
会費等	50,000	0	△ 50,000
予備費	250,000		△ 250,000
合計	1,340,000	918,296	△ 421,704

【訂正】

繰越金	467,317
現金	3,113
預金	436,203
郵便	37,586
未払金	9,585

2018年度 事業報告

活動の概況

わたしたちNPO法人霞ヶ浦アカデミーは平成30年10月で設立10周年を迎え、さらに茨城県で第17回世界湖沼会議が開催されたことで、これまでの活動を振り返り、まとめることができました。世界湖沼会議の中では、「霞ヶ浦における放射能汚染への私たちの対応」、「日本ウナギ衰退原因の新しい仮説」の2つの報告を行い、東日本大震災時の原子力発電所爆発による霞ヶ浦の放射能汚染への対応、逆水門とウナギの漁獲量の関係についての仮説を報告しました。また世界湖沼会議に合わせて開催された第34回水郷水都全国会議においても、霞ヶ浦開発について報告いたしました。

「生き物アカデミー事業」においては、小中学生が霞ヶ浦で体験できる場としての役割を重視し、講座を再構築しています。葦舟の制作は4年目に入り、本年は国土交通省河川管理事務所に届けを出し、はじめて霞ヶ浦の岸に生える葦を刈り取り、その葦を原料に舟を作りました。本年は、目の前にある出来ることを進めていく1年でした。

特定非営利活動に係る事業

1 生き物アカデミー講座開催 年12回実施

小中学生を中心に生徒を募集し、霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行いました。特に、湖岸の自然の再生について観察会や討論、提案等を行いました。

4月15日「フナ産卵場を調べる」講師：浜田篤信

5月20日「フナ産卵場を調べる」講師：浜田篤信

6月17日「水辺の生き物を観察」講師：浜田篤信

7月15日「夏の魚類を調査する」講師：浜田篤信

8月19日「カヌー体験」講師：森保文

9月16日「カヌー体験」講師：森保文

10月21日「エビ・ハゼを捕まえよう」講師：浜田篤信

11月18日「エビ・ハゼを捕まえよう」講師：額賀勝男

12月16日「アシ舟を造る①アシの刈り取り」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄

1月20日「アシ舟を造る②パーツの組み立て」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄

2月17日「アシ舟を造る③葦船に乗る」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄

3月17日「フナ産卵場を調べる」

講師：浜田篤信、額賀勝男



2 講演会

(1) 5月20日「霞ヶ浦開発からウナギを見る」

講師 浜田篤信氏（監事）

場所 茨城県県南生涯学習センター 小講座室2（土浦市）

(2) 水中写真家中村卓哉氏講演会「辺野古 海と森がつなぐ命」

講師 中村卓哉氏（水中写真家）

場所 霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール（土浦市）



3 調査研究事業

(1) ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種IB類に指定された本種について、その減少原因に関する仮説を設定し、検証の作業を進め論文を作成、世界湖沼会議第1分科会でポスター発表しました。

(2) 放射能汚染についての調査研究

東日本大震災時の原子力発電所の爆発により、霞ヶ浦も各地同様に放射能汚染がありました。閉鎖性水域である霞ヶ浦の放射能汚染にどのように対応すべきか、市民としての取り組みを世界湖沼会議第8分科会で報告いたしました。

●第17回世界湖沼会議

日付：平成30年10月15日(月)～19日(金)

場所：つくば国際会議場（つくば市）

テーマ：人と湖の共生—持続可能な生態系サービスを目指して—

4 日越漁村農村交流会

10月6日-7日の1泊2日で「日越農村漁村交流会 2018秋」を実施しました。これまで実費負担という形で実施しておりましたが、今回から参加費を明示し参加しやすい形で実施しました。カヌー、栗拾いを体験し、夜はベトナム料理を食べながら交流会を行いました。（参加者数11名+スタッフ等8名）

●日越農村漁村交流会2018秋

日付：平成30年10月6日(土)～7日(日)

場所：高須交流センター、他（行方市、他）

参加費：6,500円

参加者：11名

プログラム：【1日目】高浜駅集合 - 昼食@レストランそらら（11：30） - カヌー体験（13：00） - 麻生温泉（17：00） - 夕食準備 - 夕食（20：00） - 就寝 【2日目】起床 - 朝食（8：00） - 栗拾い体験（10：00） - 昼食@魚野川 - 道の駅玉造 - 高浜駅解散



5 水郷水都全国会議への参加

（1）久留米大会

4月21日-22日に久留米大学で開催される第33回水郷水都全国会議 IN 朝倉・久留米に参加しました。平成29年7月九州北部豪雨についての報告と現地見学では、災害の被害状況と、その復旧にかかわるボランティア活動についての報告を聞き、見学しました。

（2）霞ヶ浦大会の開催

世界湖沼会議にあわせて第34回水郷水都全国会議霞ヶ浦大会の現地実行委員会を組織し、主体的に開催しました。

●第34回水郷水都全国会議

日付：平成30年10月13日(土)～14日(日)

場所：茨城県県南生涯学習センター（土浦市）

テーマ：水郷水都全国会議のこれから一語り合おう，全国のカップたちー

6 トンボサミット涸沼大会・トンボキッズ

6月9日-10日にいこいの村涸沼で開催された第29回トンボサミット涸沼大会に協力しました。トンボサミットに合わせて、いこいの村涸沼・涸沼自然公園で子供向けの環境学習の場として「トンボキッズ」を開催しました。

●昆虫観察会

講師：久松正樹氏（茨城県環境アドバイザー）

日時：6月9日10：00～12：00

場所：酒沼自然公園（茨城町）

参加者数：20名

●ベトナム竹とんぼに色を塗ろう

※ベトナムの伝統的な竹製のおもちゃで日本でいうやじろべえに絵具で色の塗った

講師：菊地章雄

日時：6月9日13：00～14：30

場所：いこいの村酒沼（鉾田市）

参加者数：15名

7 出張講座

(1) なめがたミレニアムマルシェ

9月15日 - 16日の「なめがたミレニアムマルシェ」に出店し、カヌー教室を行いました。

場所：道の駅たまつくり（行方市）

(2) 行方市ふれあいまつり

11月11日に「行方市ふれあいまつり」に出店し、カヌー教室および漁業体験を実施しました。

場所：霞ヶ浦ふれあいランド（行方市）

(3) 笠間公民館サマースクール

8月11日に笠間公民館サマースクール「カヌー体験」で笠間市の小学生30名の体験を受け入れました（参加者30名＋公民館職員3名）。

場所：霞ヶ浦ふれあいランド（行方市）



(4) 笠間公民館公民館まつり

11月24日 - 25日に「笠間公民館公民館まつり」に出店し、「ベトナム竹とんぼに色を塗ろう」の体験を行いました（参加者20名）。

場所：笠間市笠間公民館（笠間市）

8 広報事業

(1) 会報の発行

海夫通信 30号を発行しました。

(2) ホームページの構築

ホームページを一新して見やすくしました



(3) ブログ・フェイスブックの更新

ブログ「海夫通信.com」、フェイスブックの更新を定期的に行っています。フェイスブックのフォロワーは250名（前年比+9名）、投稿回数は51回、記事ごとのアクセス数は最大715件です。

9 理事会・総会

(1) 総会 平成30年5月20日 13:00～13:30

開催場所：茨城県南生涯学習センター

事業報告・会計報告、事業計画・予算および定款変更について質疑・承認

(2) 理事会および協議会

第1回 4月15日13時～15時

開催場所：A-1 建築事務所

第2回 6月17日13時～15時

開催場所：A-1 建築事務所

第3回 7月15日13時～15時

開催場所：トムソーヤ

第4回 8月4日16時～17時

開催場所：奥井薬局

第5回 9月9日16時～17時

開催場所：奥井薬局

第6回 10月8日16時～17時

開催場所：奥井薬局

- 第7回 11月18日13時～15時
開催場所：A-1 建築事務所
- 第8回 12月16日13時～15時
開催場所：A-1 建築事務所
- 第9回 1月20日13時～15時
場所：A-1 建築事務所
- 第10回 2月17日13時～15時
開催場所：A-1 建築事務所
- 第11回 3月17日13時～15時
開催場所：A-1 建築事務所

2018年度 決算書

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
前年度繰越金	583,302	467,317	△ 115,985
入会金・会費	50,000	36,000	△ 14,000
事業費	50,000	121,600	71,600
寄付金	200,000	230,000	30,000
助成金	500,000	249,000	△ 251,000
その他事業から	50,000	0	△ 50,000
雑収	695	5	△ 690
合計	1,433,997	1,103,922	△ 330,075

支出の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
(事業費)	1,000,000	617,105	△ 382,895
会議費	100,000	4,670	△ 95,330
報償費	250,000	110,000	△ 140,000
消耗品費	100,000	451,775	351,775
印刷費	500,000	31,740	△ 468,260
保険料	50,000	18,920	△ 31,080
(管理費)	433,997	124,435	△ 309,562
旅費	100,000	23,180	△ 76,820
事務費	30,000	30,101	101
通信運搬費	50,000	56,154	6,154
会費等	100,000	15,000	△ 85,000
予備費	153,997	0	△ 153,997
合計	1,433,997	741,540	△ 692,457

繰越金	362,382
現金	85,645
預金	305,706
郵便	40,456
未払金	72,425

その他事業

収入の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)
事業費	500,000	0	
合計	500,000	0	

支出の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)
事業費	400,000	0	
非営利活動繰入	50,000	0	
次年度繰越金	50,000	0	
合計	500,000	0	

以上、報告します。

2019年5月19日
NPO 法人霞ヶ浦アカデミー
理事長 荒井 一美

2019年度事業計画（案）

1 基本方針

NPO法人霞ヶ浦アカデミーは2008年10月に設立し、2018年10月で10周年を迎えました。

これまでの活動を振り返り、未来への活動を創っていく大切な1年と位置づけます。私たちはどのような社会を目指し、そのために何をしていくべきなのか改めて議論を深めていく必要があると考えています。議論を深めるにあたり、私たち自身も一緒に霞ヶ浦を学ぶ必要性があると考え、昨年度末から霞ヶ浦の漁業について体験しながら学んでおります。

「湖がある暮らし」のデザインを目標に、これまで10年の活動をさらに発展させていきます。

2 理事会等の運営

毎月第3日曜日の午後に定期的に理事会を開催します。

これからの市民活動はどのような形か考え、議論し、行動していきます。運営はできる限りオープンにし、オブザーバーの参加を歓迎します。

3 特定非営利活動に係る事業

(1) 設立10周年の冊子の発行

昨年度編纂した冊子を印刷・配布いたします

(2) 生き物アカデミー講座開催 年12回実施

霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行います。霞ヶ浦の伝統的な漁法を学びながら、湖と暮らしがどのようにつながっていたかを学ぶプログラムです。子供たちの問題解決能力・生きる力・自主性向上を狙います。葦原の手入れ、定期観察、葦舟の作成を含む年間プログラムを実行します。

日時：毎月第三日曜日 9:00～12:00

参加費：無料

対象：小学生以上

集合：道の駅たまつくり（行方市玉造甲1963-5）

各回のテーマ：

4月21日 フナの産卵調査

5月19日 「たかっぱ」製作と魚とり

6月16日 「たかっぱ」引き上げと「笹浸し」製作

7月21日 「笹浸し」引き上げと魚とり

8月18日 カヌー体験

9月22日 カヌー体験

10月20日 「投網」教室1

11月17日 「投網」教室2

- 12月22日 葦舟をつくろう1 葦刈り
- 1月19日 葦舟をつくろう2 葦舟パーツ組み立て
- 2月16日 葦舟をつくろう3 葦舟に乗る

(3) 霞ヶ浦に親しむ事業

(a) 親水事業

行方カヌー一部と連携し、カヌーなど水と親しむか活動を推進していく。

(b) 魚食の普及

霞ヶ浦の水産資源の普及に係る活動を推進していく。

(4) 霞ヶ浦講座 年4回開催

平成20年11月以来64回にわたって毎月一回開催してきた講座を、霞ヶ浦の環境、生物、歴史、開発等に関係するテーマについて4回程度実施します。本年度は霞ヶ浦のこれからの漁業を考え、漁師養成講座の開催をします。

茨城県霞ヶ浦環境科学センターの事業である湖上スクールを活用した講座を開催する。

(5) 調査研究事業

(a) 自然の研究

ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種IB類に指定された本種について、すでに研究を始め、その成果は会報で取り上げました。本種の保全には霞ヶ浦の適正な管理が必要であることが明らかになりつつあるので、より精度の高い研究に取り組み、ウナギ復活のための提言を行います。

ビオトープの設置と生物多様性の研究

生物群集の生息空間であるビオトープを造成し、生物多様性の変化を観察します。

(b) 六次産業化に関する研究

魚醤の試作および研究

霞ヶ浦には豊かな水産資源がありますが、淡水魚を食す習慣がなくなりつつあります。霞ヶ浦の水産業を活かすために、六次産業化が必要と考えます。その1つとして、魚醤の試作を行います。また魚醤試作にあたり、私たちが漁業技術の習得を目指します。

(6) 日越農村漁村交流事業

経済成長とともに衰退した日本の漁村、農村の姿を見て、発展途上国ベトナムにおける持続可能な地方の在り方を考えてほしいと思い昨年度から開催しています。

●日越農村漁村交流会2019春

日付：平成31年4月27日(土)～28日(日)

場所：高須交流センター、他（行方市、他）

参加費：前払い6500円／当日払い8000円

定員：20名

主な内容：カヌー・漁業体験・田植え・ベトナム料理での交流会

●日越農村漁村交流会2019秋

日付：平成31年10月（1泊2日）

場所：高須交流センター、他（行方市、他）

参加費：前払い6500円／当日払い8000円

定員：20名

主な内容：カヌー・漁業体験・農業体験・ベトナム料理での交流会

6 広報事業

海夫通信を4回発行します。ホームページはコンテンツを充実させます。ブログ、フェイスブックは定期更新し情報を発信します。

2019年度予算(案)

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費目	前年度決算額(円)	予算額(円)	増減
前年度繰越金	467,317	359,382	△107,935
入会金・会費	36,000	50,000	14,000
事業費	121,600	100,000	△21,600
寄付金	230,000	150,000	△80,000
助成金	249,000	500,000	251,000
その他事業から	0	50,000	50,000
雑収	5	18	13
合計	1,103,922	1,209,400	105,478

支出の部

費目	前年度決算額(円)	予算額(円)	増減
(事業費)	537,105	760,000	222,895
会議費	4,670	10,000	5,330
報償費	110,000	100,000	△10,000
消耗品費	451,775	100,000	△351,775
印刷費	31,740	500,000	468,260
保険料	18,920	50,000	31,080
(管理費)	124,435	449,400	324,965
旅費	23,180	100,000	76,820
事務費	30,101	30,000	△101
通信運搬費	56,154	50,000	△6,154
会費等	15,000	15,000	0
予備費	0	254,400	254,400
合計	661,540	1,209,400	547,860

その他事業

収入の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	500,000	500,000
合計	0	500,000	500,000

支出の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	400,000	400,000
非営利活動繰入	0	50,000	50,000
次年度繰越金	0	50,000	50,000
合計	0	500,000	500,000

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県行方市浜370番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究を基に、人材育成に関する事業を行い、地域の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境教育による各種人材育成講座の開設及び管理運営事業
- (2) 霞ヶ浦を中心とした湖沼等水圏に関する調査研究および情報発信事業
- (3) 霞ヶ浦等の水圏に関するシンポジウム、講演会、協議会等の開催事業
- (4) 環境や生物に関する博物館等の施設の管理運営の請負事業
- (5) 霞ヶ浦等の水環境保全を推進する事業
- (6) 漁業等地域の基幹産業を通じたまちづくりの支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 水質検査や調査研究等の請負事業
- (2) 書籍、図書の発行および販売事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、

理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、

軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示版に掲示して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	荒井 一美
副理事長	木村 陽一
副理事長	野口 淳夫
副理事長	原田 泰
理事	尾崎 遼平
同	菊地 章雄
同	瀬川 正明
同	浜田 篤信
監事	岩波 嶺雄
同	宮内 徳二
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 1, 000 円 |
| (2) 年会費 | 正会員 | 3, 000 円 |
| | 賛助会員 | 10, 000 円（1 口以上） |